



福岡県医発第1425号(保)

平成15年11月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



申請・届出等手続の電子化の実施について

平成15年3月20日に「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年厚生労働省令第40号)が公布され、同年3月24日より施行されたことに伴い、同日からオンライン等による手続きが可能となりました。

これを受けて厚生労働省では、所管する手続の電子化について、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、順次実施することとし、今般、厚生労働省保険局医療課が所管する手続の申請・届出等手続の電子化(以下、「電子申請」という。)が、本年10月27日より実施されることとなり、従来の紙による申請・届出等手続に加えて電子申請が可能となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、電子申請を行う場合、必要添付書類については、別途郵送することとなります。対象となる電子申請対象手続の一覧は下記のとおりであります。その他具体的な事務処理手順につきましては、別添厚生労働省保険局医療課長通知をご参照いただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省ホームページにおきまして、電子申請コーナーが設置されるとともに、申請・届出等手続の電子化の実施に伴う医療機関、医師等からの照会に対し、厚生労働省保険局医療課において円滑な対応を図ることとしておりますことを申し添えます。

記

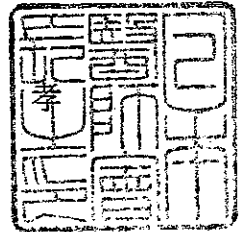
※電子申請対象手続一覧表

項番	許認可等（手続）名	様式名
1	保険医療機関等の指定の申請	保険医療機関・保険薬局・特定承認保険医療機関指定（承認）申請書
2	保険医又は保険薬剤師の登録の申請	保険医・保険薬剤師登録申請書
3	特定承認保険医療機関の承認の申請	保険医療機関・保険薬局・特定承認保険医療機関指定（承認）申請書
4	指定訪問看護事業者の指定の申請	指定訪問看護事業者の指定申請書
5	指定に関する別段の申出	指定訪問看護事業を行わない旨の申請書
6	指定訪問看護事業者の事業所の名称等の変更	訪問看護事業変更届
7	又は事業の廃止、休止、若しくは再開の届出	訪問看護事業の休止、廃止、再開届
8	保険医療機関等の指定の変更の申請	保険医療機関・特定承認保険医療機関指定（承認）変更申請書
9	保険医療機関等の指定の辞退の申出	保険医療機関・特定承認保険医療機関辞退申請書
10	特定承認保険医療機関の承認の変更の申請	保険医療機関・特定承認保険医療機関指定（承認）変更申請書
11	特定承認保険医療機関の承認の辞退の申出	保険医療機関・特定承認保険医療機関辞退申出書
12	保険医等の登録票の書換交付の申請	保険医・保険薬剤師の登録票再交付申請書
13	保険医等の登録に関する所轄地方社会保険事務局変更の届出	保険医・保険薬剤師管轄地方社会保険事務局長変更届
14	保険医等の氏名変更等の届出	保険医・保険薬剤師氏名変更届
15	保険医等死亡等の届出	保険医・保険薬剤師死亡・失そう届
16	指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の認定	認定法人等認定申請書
17	入院時食事療養費に関する届出	入院時食事療養費等届出書
18	保険医療機関等の届出事項の変更の届出	保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届
19		保険医療機関・保険薬局廃止・休止・再開届
20	保険医等の登録の抹消の申出	保険医・保険薬剤師登録抹消申出書



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄



申請・届出等手続の電子化の実施について

平成15年3月20日に「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成15年厚生労働省令第40号）が公布され、同年3月24日より施行されたことに伴い、同日からオンライン等による手続が可能となりました。

これを受けて厚生労働省では、所管する手続の電子化について、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、順次実施することとし、今般、厚生労働省保険局医療課が所管する手続の申請・届出等手続の電子化（以下、「電子申請」という。）が、本年10月27日より実施されることとなり、従来の紙による申請・届出等手続に加えて電子申請が可能となりましたのでご連絡申し上げます。

なお、電子申請を行う場合、必要添付書類については別途郵送することとなります。その他具体的な事務処理手順及び対象となる電子申請対象手続の一覧につきましては、別添の厚生労働省保険局医療課長通知をご参照いただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省ホームページにおきまして、電子申請コーナーが設置されるとともに、申請・届出等手続の電子化の実施に伴う医療機関、医師等からの照会に対し、厚生労働省保険局医療課において円滑な対応を図ることとしておりますことを申し添えます。

《添付資料》

申請・届出等手続の電子化の実施について

（平15.10.14 保医発第1014001号 厚生労働省保険局医療課長）





保医発第1014001号
平成15年10月14日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

申請・届出等手続の電子化の実施について

「厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成15年厚生労働省令第40号)が、平成15年3月20日に別添のとおり公布され、同年3月24日から施行されたことに伴い、同日からオンライン等による手続が可能とされているところである。

厚生労働省が所管する手続の電子化については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」及び「厚生労働省所管法令に基づく地方公共団体の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」(平成14年8月8日厚生労働省行政情報化推進会議決定)に基づき、順次実施することとされているところであるが、保険局医療課が所管する手続の申請・届出等手続の電子化(以下「電子申請」という。)については、下記により実施することとしたので通知する。

なお、貴事務局管轄の保険医療機関等に対しては、かかる事務処理が円滑に行われるよう、十分周知をお願いする。

記

1. 電子化を実施する手続について

別紙に掲げる申請・届出等手続について、可能としたこと。

2. 事務処理の手順

地方社会保険事務局における電子申請に係る事務処理は、次のとおりであること。

① 申請データの受信

申請者から送信された申請データ（電子証明書を含む。以下同じ。）は、厚生労働省電子申請・届出システムから振り分け等システム（三鷹）を経由して、地方社会保険事務局の医療サーバに配信されること。また、申請者が郵送した添付書類については、当該添付書類が地方社会保険事務局に到達したときに、地方社会保険事務局において、到達した旨を保険医療機関等管理システムに登録すること。

② 申請書の審査及び処理

地方社会保険事務局は、配信された申請データを印字出力したもの（以下「申請書」という。）と郵送された添付書類とを突合して内容を審査し、保険医療機関等管理システムに申請書に登録すること。ただし、審査の結果、書類不備等により申請者に返戻する必要がある場合は、保険医療機関等管理システムに返戻の登録を行うこと。

③ 決裁（決裁確認登録）

登録した申請書については申請書、添付書類、決定通知書及び処理結果リスト等により決裁を受けるものとし、保険医療機関等管理システムに決済が完了した旨に登録すること。

④ 処理結果の送信（処理結果返却）

決裁が完了した申請データについては、処理終了の登録を行うことにより、処理結果が振り分け等システム（三鷹）へ返却されるとともに、申請者へ処理終了の通知が厚生労働省電子申請・届出システムを経由して送信されるものであること。

⑤ その他

①～④のほか、詳細な業務処理の取扱いについて別途連絡することとしている。

3. 実施年月日について

平成15年10月27日とすること。

4. その他

(1) 電子証明書

保険局医療課が所管する申請・届出等手続の電子化にあたっては、認証局による認証方式により申請者の確認を行うこととし、申請者はブリッジ認証局（総務省）と相互認証が可能である認証局から電子証明書を取得することとする。

(2) 周知・広報等

厚生労働省ホームページにおいて電子申請コーナーを設けるとともに、申請・届出等手続の電子化の実施に伴う医療機関、医師等からの照会に対して、円滑な対応を図ることを目的として、当分の間、保険局医療課において照会対応等を行うこととしている。

電子申請対象手続一覧表

別紙

項番	許認可等(手続)名	様式名
1	保険医療機関等の指定の申請	保険医療機関・保険薬局・特定承認保険医療機関指定（承認）申請書
2	保険医又は保険薬剤師の登録の申請	保険医・保険薬剤師登録申請書
3	特定承認保険医療機関の承認の申請	保険医療機関・保険薬局・特定承認保険医療機関指定（承認）申請書
4	指定訪問看護事業者の指定の申請	指定訪問看護事業者の指定申請書
5	指定に関する別段の申出	指定訪問看護事業を行わない旨の申出書
6	指定訪問看護事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止、若しくは再開の届出	訪問看護事業変更届
7		訪問看護事業の休止、廃止、再開届
8	保険医療機関等の指定の変更の申請	保険医療機関・特定承認保険医療機関指定（承認）変更申請書
9	保険医療機関等の指定の辞退の申出	保険医療機関・特定承認保険医療機関辞退申出書
10	特定承認保険医療機関の承認の変更の申請	保険医療機関・特定承認保険医療機関指定（承認）変更申請書
11	特定承認保険医療機関の承認の辞退の申出	保険医療機関・特定承認保険医療機関辞退申出書
12	保険医等の登録票の書替交付の申請	保険医・保険薬剤師の登録票再交付申請書
13	保険医等の登録に関する管轄地方社会保険事務局変更の届出	保険医・保険薬剤師管轄地方社会保険事務局長変更届
14	保険医等の氏名変更等の届出	保険医・保険薬剤師氏名変更届
15	保険医等死亡等の届出	保険医・保険薬剤師死亡・失そう届
16	指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の認定	認定法人等認定申請書
17	入院時食事療養費に関する届出	入院時食事療養等届出書
18	保険医療機関等の届出事項の変更の届出	保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届
19		保険医療機関・保険薬局廃止・休止・再開届
20	保険医等の登録の抹消の申出	保険医・保険薬剤師登録抹消申出書

(別添)

○厚生労働省令第四十号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十五年三月二十日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(趣旨等)

第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録

を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令（告示を含む。）の規定に基づく手続等（法第三条から第六条までの適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、法第三条から第六条までの規定及び第三条から第八条までの規定の例による。この場合において、当該手続等が他の法令（法律及び政令を除き、告示を含む。）の規定により電磁的記録のみを使用して行うこととされているものであるときは、法第三条及び第四条並びに第三条第一項及び第六条第三項中「書面等」とあるのは「電磁的記録」と、第三条第一項及び第六条第三項中「記載すべき」とあるのは「記録すべき」と読み替えるものとする。

（定義）

第二条 この省令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等に電子署名を行うこととされている者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等の入力事項等）

第三条 法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項（次項に規定する事項を除く。）及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として行政機関等が入力を求める事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等が行われる場合において、行政機関等は、当該申請等につき規定した法令の規定

により添付すべきこととされる書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を、あわせて入力させることができる。

3 前二項に規定する入力は、行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

4 行政機関等は、申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した法令（法律及び政令を除き、告示を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の入力を要しないこととすることができる。

一 申請等を行う者に係る次条第一項各号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写し、戸籍若しくは登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書に記載された事項

二 電気通信回線を使用して行政機関等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項

5 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第二項の規定に基づき当該書面等又は電磁的記録のうち一通に記載すべき若しくは記録すべき事項又は記載され、若しくは記録されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等又は電磁的記録に記載すべき若しくは記録すべき事項又は記載され、若しくは記録されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電子署名等)

第四条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行おうとする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書であつて、行政機関等が定める技術的基準に適合するもの

四 その他行政機関等が指定する電子証明書

2 前項の場合において、当該申請等について、行政機関等が申請等を行おうとする者以外の者の電子署名を要することとしているときは、申請等を行おうとする者は、当該電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る電子証明書であつて前項各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。

3 前条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等を行おうとする者は、これらの番号を法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力してその申請等を行わなければならない。

4 前項の規定による申請等を行おうとする者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ前項の規定による申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

5 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

6 前二項の規定により識別番号及び暗証番号を通知された者は、第四項の規定により届け出た事項その他の

行政機関等が指定する事項に変更があつたとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

(署名等に代わる措置)

第五条 法第三条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、前条第一項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前条第三項に規定する識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2 法第四条第四項及び第六条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

(処分通知等の入力事項等)

第六条 行政機関等は、法第四条第一項の規定により、電子情報処理組織による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする行政機関等は、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を法第四条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(縦覧等の方法)

第七条 行政機関等は、法第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合において、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（作成等の方法）

第八条 行政機関等は、法第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合においては、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

附 則

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。